

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)

|               |                        |          |                |                |   |
|---------------|------------------------|----------|----------------|----------------|---|
| 営業所の構造及び設備の概要 | 建物の構造                  |          |                |                |   |
|               | 建物内の営業所の位置             |          |                |                |   |
|               | 客室数                    | 室        | 営業所の床面積        | m <sup>2</sup> |   |
|               | 客室の総床面積 m <sup>2</sup> | 各客室の床面積  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |   |
|               |                        |          | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |   |
|               | 照明設備                   |          |                |                |   |
|               | 音響設備                   |          |                |                |   |
|               | 防音設備                   |          |                |                |   |
|               | 営業法第二条に係る遊技設備の概要       | 区分       | テーブル型          | その他の型          | 計 |
|               |                        | スロットマシン等 | 台              | 台              | 台 |
| テレビゲーム等       |                        | 台        | 台              | 台              |   |
| フリッパーゲーム等     |                        | 台        | 台              | 台              |   |
| ルーレット台等       |                        | 台        | 台              | 台              |   |
| その他の遊技設備      |                        | 台        | 台              | 台              |   |
| 計             |                        | 台        | 台              | 台              |   |
| その他の          |                        |          |                |                |   |
| ※ 風俗営業の種類     |                        |          |                |                |   |
| ※ 兼業          |                        |          |                |                |   |
| ※ 同時申請の有無     | ① 有                    | ② 無      | ※ 受理警察署長       |                |   |

行政書士 藤田 晶 事務所／愛媛県四国中央市川之江町3023番地の4

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について認定を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について認定を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について認定を申請すること。

- 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 7 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 8 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 9 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 10 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2（A）の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 11 その2（B）の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 12 その2（C）の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。